

(令和 5 年 3 月公共工事設計労務単価及び令和 5 年度設計業務委託等技術者単価)

誓 約 書

令和 年 月 日

市 川 市 長

令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 5 年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による既契約金額の変更協議を請求するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 技能労働者の賃金は、社会保険料（本人負担分）相当額を含む適切な水準の賃金に見直すとともに、使用する労働者は社会保険等への加入を徹底します。
- 2 既の下請契約を行っている場合は、社会保険料相当額（事業者負担分及び本人負担分）を適切に含んだ下請契約を締結し、同様の対応を行うよう下請業者に指導します。
- 3 市川市が本誓約について調査を行うに当たっては、全面的に協力します。
- 4 下請事業者に対しても 2 に関する調査を行う必要が生じた場合には、市川市に対して協力するよう、承諾を得たうえで下請契約を締結します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印